

## ◎首都直下地震対策特別措置法

(平成二五年一月二十九日法律第八八号) (衆)

### 一、提案理由(平成二五年一月一日・衆議院本会議)

○坂本剛二君 たいだいま議題となりました首都直下地震対策特別措置法案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本案は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、もつて首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な措置等を定めようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、内閣総理大臣は、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域として指定し、政府は、その指定があつたときは、緊急対策推進基本計画及び緊急対策実施計画を定めなければならないこと、

第二に、関係都県知事は、石油コンビナート等の改築等について定める地方緊急対策実施計画を作成できること、

第三に、関係地方公共団体が共同して作成し、認定を受けた首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る開発許可の特例等を設けること、また、緊急対策区域を含む地方公共団体が作成し、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画に係る建築基準法の特例等を設けること

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る十二日の災害対策特別委員会において、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党、生活の党の六党派共同提案により、起草案を成案とし、委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、賛成多数をもつて委員会提出法律案に決定したものであります。何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。

### 二、参議院災害対策特別委員長報告

(平成二五年一月二二日)

○竹谷とし子君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、首都直下地震対策特別措置法案は、首都直下地震が発

生した場合において首都中枢機能の維持等を図るため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置等について定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、首都直下地震対策特別措置法案の目的等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より、東南海・南海地震対策特別措置法改正案に賛成し、首都直下地震対策特別措置法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、東南海・南海地震対策特別措置法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、首都直下地震対策特別措置法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。